

入居申し込みに関する注意事項

○申し込み期間について

- 1) 申込み有効期間は要介護認定の有効期間とします。有効期間末日後3か月経過しても、更新の申し込みがない場合は、入居申し込みを取り下げたものとみなし、その後に更新の申し込みがあった場合は、新規の申し込みとして、お取扱い致します。

○提出資料について

- 1) 健康保険証、介護保険被保険者証の写しを必ず1部コピーして下さい。又、有効期限を確認の上、更新された場合は、更新後の写しを再提出して下さい。
- 2) 居宅サービスをご利用の方は、居宅サービス計画書、サービス提供表の直近2か月分の写しを提出して下さい。
- 3) 障がい者手帳、介護保険負担限度額認定書の写し（所持されている方のみ）
- 4) 診療情報提供書（こちらから連絡があった際に、現在の主治医にご依頼ください。）

○入居の順番について

- 1) 入居の順番は、お申し込み順ではありませんのでご了承ください。「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき、申込者の要介護度、介護サービスの利用状況等を考慮して、施設介護サービスを受ける必要性の高い方からご入居頂く事になります。

○入居申請書について

- 1) 入居の必要性を確認する上で、重要な書類となりますので記入漏れが無いようお願い致します。

○大きな体調の変化や、他施設への入居、住所変更等があった場合

- 1) 申し込み中に、大きな体調の変化があった場合は、お手数ですが再度入居申込書の提出を、お願い致します。又、他施設への入居や、入院先の変更、介護者の変更や、家族、住居状況の変化等、入居申込書の内容が変わった場合及び、入居の必要がなくなった場合には、必ず当施設までご連絡下さい。

○利用料について

- 1) 利用料金は別紙「利用料金表」をご確認ください。その他に医療費、薬代、理美容代、ご入居者個人の買い物費用等については別途かかります。
- 2) 料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

○相談窓口について

- 1) 特別養護老人ホーム中通までお問い合わせ下さい。直接ご来所される際は、担当者不在の場合が御座います。お手数ですが予めご連絡を、お願い致します。

担当：生活相談員 保坂

*特別養護老人ホーム中通 TEL018-874-8277 Fax018-884-0505